平成２２年（フ）第７７７５号
東京都江戸川区江戸川６丁目１―21
債務者　武藤キミ子
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７７７６号
東京都世田谷区桜丘３丁目35―７　第二ハイム中杉102
債務者　平野　　剛
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７７７７号
東京都江東区亀戸８丁目23―３―107
債務者　佐野メラニーこと　サノ　メラニー　ビラクール
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７７７８号
東京都八王子市元本郷町１丁目12―７
債務者　八角　和久
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７７８４号
東京都武蔵野市緑町２丁目３―２―703
債務者　太田登規子
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７７８５号
神奈川県川崎市川崎区四谷上町18―11―203、住民票上の住所神奈川県川崎市川崎区観音２丁目７－２
債務者　海老原千夏
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７７８９号
千葉県木更津市江川1384―35
債務者　吉村美津子
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７８３０号
東京都渋谷区笹塚２丁目34―２―201
債務者　大塚　敏幸
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７８３１号
東京都板橋区蓮根３丁目４―25―101
債務者　林　　二郎
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７８３２号
東京都板橋区蓮根３丁目４―25―101
債務者　林　美智子
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７８３３号
東京都板橋区蓮根３丁目４―25―101
債務者　林　　美香
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７８３５号
東京都世田谷区弦巻３丁目21―６―306
債務者　稲村　典子
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７８３６号
東京都小平市学園東町516　学園東町アパート２―103
債務者　高浪　智春
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７８４９号
東京都八王子市元八王子町２丁目1394―１―201
債務者　笹月　義之
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７８５０号
東京都八王子市元八王子町２丁目1394―１―201
債務者　笹月　和美
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部